

# 総務厚生常任委員会会議録

## 目 次

【開会】	3
【議案第 1 号】市長の専決処分事項承認について 専決第 1 号 平成 29 年度矢板市一般会計補正予算（第 7 号）	4
【議案第 2 号】市長の専決処分事項承認について 専決第 2 号 矢板市市税条例の一部を改正する条例	5
【議案第 3 号】市長の専決処分事項承認について 専決第 3 号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の一部を改正する条例	5
【議案第 4 号】市長の専決処分事項承認について 専決第 4 号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例	5
【議案第 5 号】平成 30 年度矢板市一般会計補正予算（第 1 号）	8
【議案第 6 号】矢板市市税条例等の一部改正について	13
【議案第 7 号】矢板市都市計画税条例の一部改正について	13
【議案第 9 号】矢板市介護保険条例の一部改正について	15
【議案第 10 号】矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部改正について	15
【議案第 11 号】矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部 改正について	15
【閉会中の継続審査の申し出について】	17
【委員長報告】	17
【閉会】	17

### 1 日 時

平成 30 年 6 月 6 日（水） 午後 1 時 00 分（開会）～午後 2 時 37 分（閉会）

### 2 場 所

第 1 委員会室

### 3 出席委員（8 名）

委員長 佐 貫 薫

副委員長 関 由紀夫

委 員 藤 田 欽 哉、和 田 安 司、中 村 久 信

石 井 侑 男、中 村 有 子、渡 邊 孝 一

#### 4 欠席委員

なし

#### 5 説明員（26名）

- (1) 総合政策部（1人）
  - ① 総合政策部長 横塚順一
- (2) 総合政策課（3人）
  - ① 総合政策課長 室井隆朗
  - ② 電算統計班長 石川民男
  - ③ 政策企画担当 加藤清美
- (3) 秘書広報課（1人）
  - ① 秘書広報課長 沼野晋一
- (4) 総務課（4人）
  - ① 総務課長 三堂地陽一
  - ② 行政担当 佐藤賢一
  - ③ 人事担当 小野崎賢一
  - ④ 財政担当 佐藤裕司
- (5) 税務課（4人）
  - ① 税務課長 高橋弘一
  - ② 管理収納担当 丸谷久美子
  - ③ 市民税担当 相馬香織
  - ④ 資産税担当 荒浪弘和
- (6) 社会福祉課（2人）
  - ① 社会福祉課長 永井進一
  - ② 生活福祉担当 田城宣宏
- (7) 高齢対策課（2人）
  - ① 高齢対策課長 柳田和久
  - ② 介護保険担当 日賀野真
- (8) 子ども課（2人）
  - ① 子ども課長 石崎五百子
  - ② 泉保育所長 塚原由
- (9) 健康増進課（1人）
  - ① 健康増進課長 細川智弘
- (10) くらし安全環境課（3人）
  - ① くらし安全環境課長 小瀧新平
  - ② 危機対策班長 柳田豊
  - ③ 環境担当 情野浩志郎
- (11) 市民課（1人）
  - ① 市民課長 星野朝子
- (12) 出納室（1人）
  - ① 出納室長 鈴木康子
- (13) 選挙監査事務局（1人）
  - ① 選挙監査事務局長 森田昭一

#### 6 担当書記

黒崎真史、水沼宏朗

#### 7 付議事件

- 【議案第 1号】市長の専決処分事項承認について  
専決第1号 平成29年度矢板市一般会計補正予算（第7号）
- 【議案第 2号】市長の専決処分事項承認について  
専決第2号 矢板市市税条例の一部を改正する条例
- 【議案第 3号】市長の専決処分事項承認について  
専決第3号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 【議案第 4号】市長の専決処分事項承認について  
専決第4号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例

- 【議案第 5号】平成30年度矢板市一般会計補正予算（第1号）
- 【議案第 6号】矢板市市税条例等の一部改正について
- 【議案第 7号】矢板市都市計画税条例の一部改正について
- 【議案第 9号】矢板市介護保険条例の一部改正について
- 【議案第10号】矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 【議案第11号】矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

## 8 会議の経過及び結果

【開会】

- 委員長（佐貫薫） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただ今から、総務厚生常任委員会を開会する。

（13時00分）

- 委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、
    - 【議案第 1号】市長の専決処分事項承認について  
専決第1号 平成29年度矢板市一般会計補正予算（第7号）
    - 【議案第 2号】市長の専決処分事項承認について  
専決第2号 矢板市市税条例の一部を改正する条例
    - 【議案第 3号】市長の専決処分事項承認について  
専決第3号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
    - 【議案第 4号】市長の専決処分事項承認について  
専決第4号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例
    - 【議案第 5号】平成30年度矢板市一般会計補正予算（第1号）
    - 【議案第 6号】矢板市市税条例等の一部改正について
    - 【議案第 7号】矢板市都市計画税条例の一部改正について
    - 【議案第 9号】矢板市介護保険条例の一部改正について
    - 【議案第10号】矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
    - 【議案第11号】矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- の10件である。

【議案第 1 号】

○委員長 「議案第 1 号 市長の専決処分事項承認について 専決第 1 号 平成 29 年度矢板市一般会計補正予算（第 7 号）」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○総務課長（三堂地陽一）

（「提出議案説明書」1 頁を朗読。「議案書」1 頁及び 2 頁を朗読。「平成 29 年度矢板市補正予算書」1 頁を朗読、2 頁、3 頁及び 4 頁により説明。詳細について「平成 29 年度予算に関する説明書」4 頁及び 5 頁により説明。）

議案第 1 号については、地方交付税及び市債の確定に伴うもので、歳入歳出にそれぞれ、8, 881 万 2 千円を追加計上し、予算総額を 135 億 1, 501 万 2 千円に補正したもの。

緊急執行を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、法の定めるところにより専決処分をしたもの。

歳入

- 10 款 1 項 1 目 地方交付税の内訳は、普通地方交付税が 8 万 7 千円で確定による留保、特別交付税は、震災復興特別交付税。
- 21 款 1 項 2 目 農林水産業債、県単農道整備事業は、地方債の確定による 140 万円の減。
- 21 款 1 項 4 目 消防債、消防防災施設整備事業も 440 万円の減。
- 21 款 1 項 6 目 教育債、体育施設整備事業が 200 万円、文化会館改修事業が 140 万円の減で、片岡の農業者トレーニングセンター、文化会館改修事業の地方債の確定によるもの。

歳出

- 2 款 1 項 3 目 財政管理費は、80 万 2 千円で財政調整基金へ積立をしている。
- 4 款 1 項 3 目 環境衛生費、塩谷広域し尿処理施設管理事業 269 万円の負担金は、し尿処理施設が築 20 年程度経っており、長寿命化等の改修等に充てるための負担金。
- 4 款 2 項 2 目 塵芥処理費、塵芥処理事業の塩谷広域環境施設建設事業負担金の 8, 532 万円については、震災復興特別交付税が充てられている。今年度から工事が着手になったので、そちらにかかる経費の矢板市分の負担金である。

○委員長 これより議案第 1 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

○委員長 続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

○委員長 これより採決する。

議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決された。

【議案第 2号】

【議案第 3号】

【議案第 4号】

○委員長 「議案第2号 市長の専決処分事項承認について 専決第2号 矢板市市税条例の一部を改正する条例」、「議案第3号 市長の専決処分事項承認について 専決第3号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」、「議案第4号 市長の専決処分事項承認について 専決第4号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例」を一括議題とする。

提案者の説明を求める。

○税務課長（高橋弘一）

（「提出議案説明書」2頁を朗読。「議案書」3頁及び4頁を朗読、5頁から11頁により説明。）

この条例改正については、平成30年度の税制改正により、4月1日から施行とされるものを改正している。4月以降に改正されるものについては、議案第6号として提出しているので、後ほど審査願う。

改正の概要については、3月の全員協議会で報告事項として説明させていただいている。

配付した新旧対照表は参考程度でご覧いただきたい。議案書をもとに説明を進める。

第20条については、年当たりの割合の基礎となる日数について規定したもの。今回の条例改正で、第48条、第52条に新たに項が追加されたことに伴い、項ずれなどを改正するものである。

第24条、第31条、第36条の2、第47条の3、第47条の5は、それぞれ用語の整理を行ったもの。

第48条は、法人の市民税の申告納付について規定したもので、項の追加による項ずれの修正、用語の整理などを行っているものである。第2項と第3項を追加しているが、内容としては、国税である法人税から控除しきれなかった控除すべき額を法人税割額から控除するとされたことによる追加。

第52条は、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について規定されたもので、申告納付後、減額更正され、その後さらに修正申告等増額更正があった場合の延滞金について、延長後の申告期限前に納付されていた部分はその納付がなされていた期間を控除するといった内容の規定を追加するため、第2項、第3項、第5項、第6項を新たに追加したものの。

第54条は、固定資産税の納税義務者等について規定されたもので、総務省令の改正に伴う条ずれの改正。

附則第5条の2、附則第5条の2の2、附則第8条の2の改正は、今回の改正に伴う項ずれ、あるいは号ずれなどを改正しているもの。

附則第8条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定で、前段が地方税法の改正に伴う項ずれを改正するもの。後段に第12項として追加する項がある。こちらは、実演芸術公演施設ということで、劇場や音楽堂などであるが、その実演芸術公演施設について、バリアフリー改修を行った場合、固定資産税額の3分の1を2年度分軽減する措置を、平成32年3月31日まで講ずる規定を新たに定めたもの。

附則第9条は、土地に対して課する各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義について規定したもので、今回の税制改正により、期限を平成32年度まで3年延長するもの。

附則第9条の2は、土地の価格の特例について規定したもので、こちらも期限を平成32年度まで延長するといった内容のもの。

附則第10条、附則第11条、附則第13条は、宅地や農地などに対する課税の特例、負担調整措置について規定したもので、こちらも期間を平成32年度まで延長するもの。

改正条例の附則については、施行期日、税目ごとの経過措置の規定になっていて、記載のとおりである。

(「議案書」12頁及び13頁を朗読、14頁により説明。)

国民健康保険税条例の改正については、一部改正条例の一部改正の形式である。先の3月定例会において議案第19号で一部改正条例の議案を提出し、議決をいただいたところである。その一部改正条例の第21条にさらに改正が必要となったことによるもの。議決していただいた前回の改正条例の施行期日が平成30年4月1日ということで、今回改正する内容が施行日前の3月31日に改正する必要があったので、一部改正条例の一部改正という形式で改正したものの。

改正の内容は、第21条で国民健康保険税の減額について規定したものであり、減額措置に関わる減額判定所得の算定方法の変更である。内容については、世帯の所得の合計額が一定額以下の場合、均等割と平等割を7割軽減、5割軽減、あるいは2割軽減とする制度がある。今回5割軽減となる対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を、現行は27万円を被保険者数に掛けているが、27万5千円に引き上げる改正。また、2割軽減においては、現行49万円であったものを50万円に引き上げる改正を行っている。

第22条の2については、特例対象被保険者等に係る申告について規定したもので、事務手続きの簡素化などに伴う規定の整備を行っているもの。

(「議案書」15頁及び16頁を朗読、17頁から19頁により説明。)

都市計画税条例の改正については、市税条例での固定資産税関係の改正内容と同じである。土地に係る負担調整措置の適用期限を平成32年度まで延長するものや、バリアフリー改修が行われた劇場などに係る税額の減額措置を新たに規定するもの。

17頁の附則第14項の改正から18頁の附則第4項までの改正については、項を1項ずつ繰り下げる改正と、期限を平成32年度まで延長すること、項ずれなどの改正を行っている。附則第4項として追加するものとして、劇場や音楽堂といった実演芸術公演施設についてバリアフリー改修を行った場合、都市計画税の3分の1に相当する額を2年分軽減する措置を、平成32年3月31日まで講ずることを追加している。

○委員長 これより議案第2号、議案第3号及び議案第4号に対し、質疑を行う。  
質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

○委員長 続いて、討論を行う。

討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

○委員長 これより一括採決する。議案第2号、議案第3号及び議案第4号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第2号、議案第3号及び議案第4号は原案のとおり可決された。

○委員長 「議案第5号 平成30年度矢板市一般会計補正予算（第1号）」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○総務課長

（「平成30年度矢板市補正予算書」1頁を朗読、2頁及び3頁により説明。詳細について「平成30年度矢板市予算に関する説明書」2頁から9頁により説明。）

議案第5号 平成30年度矢板市一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ5億4,970万円を追加計上し、予算総額を150億3,870万円に補正しようとするもの。

#### 歳入

- 14款2項2目 民生費国庫補助金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は2分の1の補助で、生活保護に係る補助。
- 14款2項7目 商工費国庫補助金、スポーツによる地域活性化推進事業費補助金300万円は、10分の10の補助。
- 17款1項2目 ふるさと納税寄附金では3億円を歳入として計上。
- 19款1項1目 繰越金は、前年度繰越金として2億3,766万1千円を計上。
- 20款3項5目 那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会貸付金収入では、返還金として792万円を計上。協議会へ貸し付けをし、後に返還金として戻ってくるもの。相殺ゼロとなる。

#### 歳出

- 2款1項6目 企画費、企画調整費は全てふるさと納税に係る経費。報償費の1億5千万円は、50%の返礼品。通信運搬費が商品の発送料等の経費。手数料がカード決済手数料。委託料はふるさと納税運営の委託料4,884万円。積立金は3億円を積み立てる予定での計上。
- 3款3項1目 生活保護総務費、生活保護運営対策費の委託料162万円は、ことしの10月施行で生活保護の制度が改正になる。これらに係るシステム改修に係る経費。改正は5年に1度である。
- 6款1項3目 農業振興費、道の駅管理事業の投資及び出資金については、今年度で指定管理の期限が到来する。第3セクターへの移行の準備を進めているが、その出資金の85%を市の出資金として3,400万円を計上している。
- 7款1項3目 観光費、スポーツツーリズム推進事業300万円の内訳は、委託料として100万円は「るるぶ栃木」が今週の金曜日に発売になり、その中に矢板の紹介ページを見開き2頁とっている。それを抜き出し抜粋版を作り、パンフレット化



する。両面刷りとなり、表紙は「るるぶ栃木」にある体裁で、裏面はその他の情報を載せたパンフレットを作成する予定で委託料を計上している。補助及び交付金の200万円については、4月に設立された、スポーツ合宿等の事業を展開する「矢板スポーツコミッション」に対する補助。

10款4項1目 社会教育総務費、文化財保護費については、那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会という矢板市と那須塩原市、大田原市、那須町の3市1町で組織する協議会があり、そちらへの負担金として7万円。そして歳入のほうで返還金として計上している金額と同額の792万円を貸付金として計上している。貸付金をもとに事業を展開するということである。矢板武記念館管理運営事業では、21万9千円を筆耕翻訳料と委託料で計上している。こちらは矢板武記念館にインバウンドに備えて、日本語のほかに韓国語等を表記した看板を設置するもの。日本遺産認定を受けての改修ということでの計上。

○委員長 これより議案第5号に対し、質疑を行う。

質疑はないか。

○中村久信委員 2点質問がある。

道の駅の出資金について、3,400万円で85%ということであった。残りについては一般質問の答弁では協議中というようなことであったと思う。85%を市が想定して予算措置しているが、相手方は単数か複数か、また、話がついているのかはわからないが、その見通しのもとにこの予算措置をしたのかということが1点。

2点目は、県内で道の駅を第3セクターで運営しているところは比較的好業績であるという話は聞いたことがある。以前から第3セクターは、地方公共団体の無責任体質が表に出てうまくいかないと言われていて、負債を抱えたような経過もある。財政破綻した市もそのようなことになっていた。そういったものに対する懸念というのは庁内で議論されたと思うが、その辺の状況を伺いたい。

○総務課長 1点目の協議中かという件であるが、現在、出資団体とは協議中である。

第3セクターの過去の経緯からすると、ことごとく失敗するという事例があったということは十分認識はしている。現在第3セクターで行っている下野市などを見ると、順調であるということもあるし、運営の中身までは深く存じ上げていないが、失敗をしたことによって、改善して今の新たな第3セクターがあると理解をしている。内部では十分協議した。

○中村久信委員 協議中というところは、団体であろうとは思いますが、単数か複数か。

第3セクターの県内の状況の中で、85%という自治体の出資割合はほかも同じような割合か。矢板市の関りが全体の85%ということになってくるので、ほかもそのような高い割合なのかということを確認したい。

○総務課長 協議をしている団体は複数である。

手元に第3セクターの資料があるが、それによると、市の出資はやはり同程度というような状況である。

○中村久信委員 ふるさと納税の件だが、年度当初は1億円を見込んでいて、それに対する返戻金などを見込んで予算組みをされたと思う。今回プラス3億円ということで、ふえることは非常によい傾向であるが、6月補正で当初予算より3倍もふえるという補正をするということは、見通せない何かがあるのではあると思う。実際には入ってくるお金なので、入ってくるのはウェルカムであるが、入ってきたものはとりあえずプールして、半額を返戻金で出さなくてはいけないという会計になっていると思う。ふえたらふえたで喜ばしいだけでなく、とりあえず一般会計から出すお金を措置しなくてはいけないという事情であると理解をしている。

3億円というものの見通しの根拠と、入ってきたものの中から返戻金として半額分を出すのではなくて、入ってきたものはプールしながら別なところで財政措置しなくてはいけないという仕組みについての考え方を伺いたい。

○総合政策課長（室井隆朗） ふるさと納税寄附金については、入ってきたものそのものを基金に入れることが原則となっている。そうすると歳出、支払が出来なくなることがあり、今回、このような形で補正をした。3億円の補正、総額4億円ということであるが、現在、1億3千万円集まっている状況である。前年同期で見ると約1.3倍くらいの数字になっている。単純に1.3倍というわけにはいかないと思うので、見込みはつかないが、4億円という線が妥当であろうということである。これから先も集まるとも限らないが、集まるであろうという予測の基に4億円という数字を出させていただいた。

○中村久信委員 3億円については了解した。会計の仕方については、いまそのような決まりになっているかと思う。入ってきたものは基金に積む、それに係る経費については、一般会計から別に支出するというやり方になっていると思う。それが妥当なのかどうかも含めて、入ってきたものの中から精算して、残ったものを基金に積むというのが一般的かと思うが、その辺はどうかという問いである。

○総合政策課長 議員指摘のとおり、精算できればよいが条例で全額基金に積むことで決まっている。我々も議員指摘の方法は考えたが、そうすると条例に抵触してしまうので、なかなかそのようにできないという事情があるので、ご理解いただきたい。

○中村久信委員 条例は矢板市で定めた条例であるので、必要があれば変えればよいと思う。そこまでは言わなかったが、そういうことをすべきではないかということ暗に言いたかったところである。

○総合政策課長 今回のようなこともあるので、すぐに改正するという事は申し上げられないが、状況を見て検討していきたい。

○渡邊委員 第3セクターの相手方と協議中とのことであった。協議が終了してお互いの出資金が決まれば登記となると思うが、協議中なのになぜいまの時点で予算計上するのか。相手方も、相手方の負担額も決まっていない段階でなぜ矢板市だけ予算計上することになるのか。

○総務課長 説明が足りなかったが、ほかの第3セクターの例を参考として、その率で想定させていただいて計上させていただいている。

- 渡邊委員 先ほどの課長の答弁だと、決まっていないという状況で85%負担を今回の補正で提出しなくてもよいのではないかと思うが、もう少し明確に答えてほしい。
- 総務課長 協議中というのは、相手方と出資の金額を協議中である。市のほうで予定している額で、複数の相手方とただいま協議中であるので、全てがまだ決まっていないということではない。金額は市のほうで、これだけはお願いしたいという金額は持って協議に望んでいる状況である。詳細にはそのようなことである。
- 渡邊委員 了解した。
- 和田委員 2点質問させていただく。

民生費の説明の中で、システム改修の委託料という説明をいただいた。直接この内容をお聞きするのではなく、先ほどの議題にあった税制の改正に伴うものは、システムの改修も必要なかと思うが、システム改修はされないのか。また、費用についてはいつ補正するのか。
- 税務課長 市税条例の改正については、基幹系システムの業者と契約しており、こういったことも見込んでの契約になっているので、新たな費用負担はない。
- 和田委員 1点目は承知した。

2点目は、補正予算書に出てくるものではないが、当初予算の審査の中で見落とし点がある。場合によっては補正の請求が必要かと思うので質問させていただく。

6月30日に消防団の点検がある。その後に直会を従来やっていたが、今年度から廃止になったという話を聞いた。その経緯と反響について伺う。
- 危機対策班長（柳田豊） 平成30年度の予算においては、平成29年7月31日と9月13日に消防団と事務局で平成30年度予算要望の打合せ会を実施した。その中で、消防団点検後の直会のあり方について、消防団のほうから点検後は本部団員が中心となり後片付けを実施している中で、そのような忙しい中での直会の開催については負担軽減の見直しをできないかとの意見が出た。我々事務局としては、平成18年度に県内の各市町の状況を調べており、廃止したり、公費ではなく会費で実施しているところもあったため、かねてから行財政改革を推進して、市政全般にわたり経費の削減を検討していたところでもあったので、消防団からそのような意見をいただき、我々も廃止する方向に向かわせていただいた。平成30年3月11日の夕方、氏家消防署の2階会議室において、臨時の塩谷支部団長会議において説明させていただき、その後、3月23日に矢板消防署の会議室で臨時の塩谷支部の管内の事務局会議でも説明させていただいた。平成29年度の予算から比べると約34万円減額させていただいた。たしかに塩谷支部で矢板市が最初にこの話を出して、ほかの市町もよくは思っていないところもあると思うが、新しい団長からは矢板市が率先しないと変わっていかないということを強く言われて、我々もそれに後押しされてやっている状況である。今後も、注視しながらこの状況を続けていければと考えている。
- 和田委員 40万円の経費を7万円に削減されたということで、団のほうからの申し入れと言うことであれば、これ以上は突っ込まないが、夏の点検では塩谷管内2市2町、冬の点検では隣接している大田原、旧塩原町の幹部の団員と単なる飲食ではなく、

市の境を越えた災害、人探し等の人命救助等の活動をする際に綿密な連携のもとに行動できるようにという目的がある会議だと思っている。矢板市はやめますとなったときに特に2市2町でコンセンサスをとる努力というのは、塩谷広域の正副管理者の中で話し合っていたらと執行部に要望させていただく。団のほうでも、矢板市はやめてもほかではやっている。矢板市ではやらないが、ほかの市町に矢板市の幹部も招待されるわけだが、そのときの対応は検討されているか。

○危機対策班長 消防団との打ち合わせの中で、6月30日に点検があるが、初めて直会をやることになるので、点検終了時に幹部が来賓のところへ行って挨拶をするなどそういった意見が出ている。県南などではやめているところもあるので、そういった事例も参考に大至急調査している状況である。

○和田委員 足並みを揃えて管内一遍にやめるという形が理想と思うが、それができていない状況であるので、せっかく来られたお客様に、我々はよいとしても、ほかの市町から来られたお客様にはせめてお弁当の手配など、失礼のないようなお出迎えをしてほしいということが1点。

もう1点は、逆の立場で、矢板市の消防団幹部も他市町に行くわけなので、そのときに席に付きづらいと思う。例えば祝い金を持って参加させるなり、そういった交際費というのは消防団にはあるのか。

○危機対策班長 お金の話は出ていないが、3日くらい前に消防団長から矢板市は直会に出席しないので、各市町から呼ばれても出られないので辞退する文書を出してくれという話をいただいたので、2日前に送付したところである。

○和田委員 団のことであるので、団の判断を尊重するが、今までは議会のほうにも案内が来ていたわけであるので、そういったことが変わったときには早めにアナウンスをしていただきたいと思う。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

○委員長 続いて、討論を行う。

討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

○委員長 これより採決する。議案第5号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第5号は原案のとおり可決された。

【議案第 6号】

【議案第 7号】

○委員長 「議案第6号 矢板市市税条例等の一部改正について」及び「議案第7号 矢板市都市計画税条例の一部改正について」を一括議題とする。

提案者の説明を求める。

○税務課長

（「提出議案説明書」2頁を朗読。「議案書」21頁を朗読、22頁から41頁により説明。）

この改正条例については、税制改正に伴い、4月1日以降に施行されるものについて改正している。第1条から第6条に分けて改正をしている。今回の改正において施行期日を別にして改正するものがあるため、分けての改正となっている。

改正するボリュームはあるが、大部分はたばこ税に関する改正であり、そのほか市民税、固定資産税に関する改正が含まれている。

第1条における、第23条の改正規定は、市民税の納税義務者等について規定したもので、用語の整理を行っている。第24条は、個人市民税の非課税の範囲について規定したもので、給与所得控除、公的年金控除から基礎控除へ10万円振り替えることにより、非課税の要件となる合計所得金額を10万円引き上げる改正。第34条の2は、所得控除について規定したものの。第34条の5は、調整控除について規定したもので、第34条の2、第34条の5の改正規定は、それぞれ基礎控除に2,500万円の所得制限が創設されたことによる改正。第36条の2は、市民税の申告について規定したもので、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しによる改正。第48条は、法人市民税の申告納付について規定したもので、新たに第10項から第12項までを追加する改正。資本金1億円以上の大法人について電子申告を義務化する規定を新たに追加するもの。第92条を第92条の2として、新たな第92条として、製造たばこの区分として加熱式たばこの区分を今回新たに創設している。第93条の2も新たな追加で、製造たばことみなす場合について規定したもので、加熱式たばこの喫煙用具を製造たばことみなす場合の規定を新たに追加するもの。第94条関係は、たばこ税の課税標準について規定したもので、加熱式たばこに係る紙巻たばこへの換算方法について重量と価格を紙巻きたばこに換算する方法を規定するもの。加熱式たばこについては、現行は、パイプたばこに分類されており、製品重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算して課税という状況である。新聞報道等でもあるように、製品重量が軽いか、製品間で重量に差があると言われており、課税の公平性の観点から課題があるとされていた。今回の税制改正において、重量と価格を用いて課税する方法となった。この方法について激変緩和のため、5年間をかけて段階的に変更するという事になっている。段階的に移行する改正がこの後の改正規定の第2条から

第5条で行っている。第95条は、たばこ税の税率について規定したもので、1,000本あたりの単価で、たばこ税の税率を引き上げるといった改正。たばこ税の税率を引き上げる改正についても段階的に行うということで、この後の第3条、第4条で行っている。第96条、第98条関係は、今回の改正に伴う条ずれの改正、用語の整理を行っている。附則第5条の3関係は、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等について規定したもので、基礎控除への10万円振り替えに伴う改正。附則第8条の2関係は、固定資産税における課税標準の特例（「わがまち特例」）で、第17項として新たに追加しており、中小企業が導入する先端設備などに対する特例で、特例割合をゼロとするもの。また、附則第8条の2では、項の移動をした上で、新たな第6項から第10項として、太陽光発電、風力発電などの再生可能エネルギー発電設備に係る特例割合の見直しを加えている。

第2条から第5条までは、たばこ税の課税標準と税率を段階的に引き上げるための改正が主な内容である。

第6条においては、平成27年に改正を行った改正規定の改正を行っている。旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置である。平成28年から平成31年4月にかけて段階的に引き上げることになっていたが、今回、平成31年4月1日に引き上げるものを平成31年10月1日に延長するといった改正である。

附則は、施行期日、税目ごとの経過措置となっている。施行期日については公布の日から施行となっているが、ただし書きにより第1号から第10号までそれぞれ施行日が定められているものがある。

附則第2条からの経過措置については、記載のとおりであるので、説明は省略する。

（「議案書」42頁を朗読。43頁により説明。）

こちらの改正については、第1条と第2条に分けて改正を行っている。これについては、附則第14項の改正において施行期日を別にして改正するものがあるため、2つの条に分けて改正を行っている。

第1条と第2条で改正する附則第14項については、都市計画税の課税標準である価格に関する定義規定の読み替え規定である。今回の地方税法の改正に伴い、項ずれを改正するもの。

第2条の改正規定の中の附則第2項関係は、企業主導型保育事業、附則第3項関係は、市民緑地の用に供する土地についての固定資産税の課税標準の特例について規定したもので、地方税法の改正に伴い、項ずれを改正するもの。

附則において、第1条の改正は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行日から、第2条の改正は、平成31年4月1日から施行としている。

○委員長 これより、議案第6号及び議案第7号に対する質疑を行う。  
質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

○委員長 続いて、討論を行う。

討論はあるか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

○委員長 これより一括採決する。議案第6号及び議案第7号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第6号及び議案第7号は原案のとおり可決された。

【議案第 9号】

【議案第10号】

【議案第11号】

○委員長 次に「議案第9号 矢板市介護保険条例の一部改正について」、「議案第10号 矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」及び「議案第11号 矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を一括議題とする。

提案者の説明を求める。

○高齢対策課長(柳田和久)

(「提出議案説明書」3頁を朗読。「議案書」58頁を朗読、59頁により説明。)

地域密着型サービスの1つである、看護小規模多機能型居宅介護の指定を受けるためには、これまでは法人であることが必要であったが、今回の改正で医療法の許可を受けて診療所を開設している個人も認めるとしたことから、条例の一部を改正するもの。地域密着型サービスにはいくつか種類があるが、そのうちの看護小規模多機能型居宅介護の指定の枠が広がったということである。

第3条の改正で、いくつかある地域密着型サービスのうち看護小規模多機能型居宅介護については、「診療所を開設している者」を認める改正をしている。また、第3項として新たに、それ以外の地域密着型サービスはなお従前のとおり法人のみが対象になることを規定している。

(「議案書」60頁を朗読、61頁により説明。)

介護保険法第8条第2項に訪問介護の定義が規定されているが、そこに規定する政令で定めるものの範囲が、今回、障がい福祉サービスの事業所も一緒になり共生型サービスという分類が新たに定義され、範囲が拡大した一方、当該規定による定期巡回、随時対応型の訪問看護・介護及び夜間対応型訪問介護を提供する範囲については、なお従前のおりとするところから、条例の一部を改正するもの。

第5条第1号の改正では、共生型のサービスが定義されたが、訪問介護の定義の部分についてはなお従前のおり、介護職員の初任者研修過程を修了した者だけが対象になるということを規定している。

第16条の改正は、第5条第1号で施行規則の略称規定を設けたので、略称規定を用いて字句を整理するもの。

第46条第1項の改正関係では、夜間対応型訪問介護の定義が書いてある部分であるが、やはり従前のおり介護職員の初任者研修過程を修了した者に限ることを追加している。

第59条の9第6号の改正関係は、介護保険法の第5条の2が1項のみであったものが、項が新たに追加になったため、引用部分を特定するため項まで指定する改正である。

(「議案書」62頁を朗読、63頁により説明。)

議案第10号の最後に説明したように、介護保険法第5条の2が1項のみであったが、項が新たに追加になったため、引用部分を特定するための改正である。

○委員長 これより議案第9号、議案第10号及び議案第11号に対し、質疑を行う。  
質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

○委員長 続いて討論を行う。

討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

○委員長 これより一括採決する。議案第9号、議案第10号及び議案第11号は、原案のおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第9号、議案第10号及び議案第11号は、原案のおり可決された。



【閉会中の継続審査の申し出について】

○委員長 次に、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題とする。

事務局に閉会中の継続審査の申し出の説明を求める。

○事務局 常任委員会の行政視察で調査を行うに当たり、本会議閉会中においても継続して調査を行えるようにするための申し出である。裏面をご覧ください。

(常任委員会の所管事務説明)

以上について、継続審査の申し出を行おうとするものである。なお、申し出は、各常任委員会委員長の連名で行うことが例となっているので申し添える。

○委員長 ただいまの説明に対し、質疑はあるか。

(質疑なし)

○委員長 なければ質疑はこれで終了する。

○委員長 これより採決する。「閉会中の継続審査の申し出について」は、説明のとおりとすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、別紙の総務厚生常任委員会に係る閉会中の継続審査事件一覧表に記載のある審査事件について継続審査とすることに決定した。

【委員長報告】

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に一任願う。

【閉会】

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。

(14時37分)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

平成 年 月 日

総務厚生常任委員会委員長